

# 経済統計の基盤整備・事業所母集団データベース の機能高度化について

# 制度の見直しの背景と目指すべき方向性

## 背景

平成30年の統計法改正から約10年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会におけるA I・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきている。

## 目指すべき方向性

### I 公的統計の作成（統計データの利活用推進のための基盤整備）

#### (1) 公的統計作成等への業務（国・地方）データの活用

#### (2) 公的統計作成等への民間データの活用

#### (3) 経済統計の基盤整備（経済センサス・事業所母集団データベースの在り方等）

- ✓ 経済センサスの法定化
- ✓ 事業所母集団データベースの照会への回答義務化など精度向上のための見直し

### II 公的統計の提供（統計データの更なる利活用の推進）

#### (1) 事業所母集団データベースの機能高度化（データリンケージなどの分析基盤整備等）

#### (2) ミクロデータ利用の利便性向上

#### (3) A I等によるデータ分析に資する統計データの提供（機械可読性、データ標準化等）

- ✓ 事業所IDの記載・管理を各府省に義務付け（厳格な運用）、ID利活用に関する規律
- ✓ 事業所母集団データベースを利用することのできる範囲の見直し

# 目指すべき方向性のポイント（経済統計の基盤整備）

## 目指すべき方向性

### ✓ 経済センサスの法定化

経済センサスは、これまでの統計改革の成果として、平成21年から事業所・企業の基本的構造を明らかにする基幹統計調査として実施されている。調査の創設当初から段階的に整備されたことにより、現在は国勢調査の事業所・企業版という統計体系上より重要な位置づけが事実上なされている。また、事業所母集団データベース（以下「事業所母集団DB」という。）は、統計法第27条第1項に基づき総務大臣が整備するものとされ法律上の位置づけが明記されており、その最も基本的な情報源として経済センサスの調査票情報が利用されている。このような状況にもかかわらず、国勢調査のように統計法上個別にその実施等が明記されていないなど、法律上の体系的な位置づけがされておらず、国勢調査に並ぶ重要な大規模調査としての安定的・継続的な実施の裏付けが十分でない。

よって、経済センサスについて、国勢調査が統計法第5条に法定化されているのと同様に、統計法上の位置づけを明確化し、安定的・継続的な実施を担保することが有用ではないか。

### ✓ 事業所母集団データベースの照会への回答義務化など精度向上のための見直し

現行の統計法第27条第1項においては、総務大臣が事業所母集団DBを整備する方法として「基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法」が規定されている。この「照会」は任意の協力を前提としており、照会先に対する報告義務は課されていない。このため、照会に対する回答率が高くなく、精度が不十分である。

他方で、（次ページのとおり）、事業所母集団DBが今後果たすべき役割が増大することも勘案すれば、データの品質向上を図ることは今後の課題であると考えられる。

よって、事業所母集団DBの精度、網羅性を確保し、事業所を対象とする統計の精度や利便性の向上に資するため、当該照会に対する回答義務を設ける等の規定を整備できないか。

## 附随して整理すべき事柄

### ✓ 経済センサス調査票情報の事業所母集団データベースへの利用に関する規定の整備

仮に経済センサスが法定化される場合、経済センサスと事業所母集団データベースの関係は統計体系上の根幹をなすものである。現行の第27条第1項は「基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用」という一般的規定により経済センサスの調査票情報の利用をカバーしているが、経済センサスの法定化に際し、その調査票情報が事業所母集団データベースの整備に利用されることを法律上明示することで、両制度の一体的整備に関する政府の責務が明確化されるとともに、被調査者に対する説明の透明性も高まるのではないか。

# 目指すべき方向性のポイント（事業所母集団データベース）

## 目指すべき方向性

### ✓ 事業所 I D の記載・管理を各府省に義務付け（厳格な運用）、I D 利活用に関する規律

事業所母集団 D B は当初、事業所を対象とする調査の名簿情報及び事業所に関する統計作成のため整備する構想であった。その後、当初の役割に加え、異なる統計調査の結果や行政記録情報とデータリンクした事業所データの分析ニーズの高まりに対応することや、データリンクによる統計調査の重複排除を行い報告者負担の軽減に資することが求められている。データリンクのためには各レコードの識別子（I D）が必須であり、事業所母集団 D B には事業所 I D が付されているものの、その位置づけは明確にされておらず、また、元々の利用目的にかんがみて I D の積極的な活用もなされていない。よって、事業所母集団 D B を名簿情報とする調査の実施に当たっては、調査票情報に事業所 I D 及び法人番号を記載することとし、報告者の負担軽減につながる重複排除や高度な分析を推進できないか。

### ✓ 事業所母集団データベースを利用することのできる範囲の見直し

上記のとおり、事業所母集団 D B はデータリンクした事業所に関する分析のための基礎データとして大きな可能性を有しているが、現行法上、利用目的は事業所を対象とする調査の対象抽出及び事業所に関する統計の作成に、情報提供先は行政機関等に限定されており、統計的研究のための利用を想定した提供規定にはなっていない。よって、利用目的を調査票情報の二次的利用制度と同じレベルにそろえるとともに、情報提供先を当該利用目的に応じて拡充することにより、官民で活用できる情報基盤としての利用価値を拡大する規定として整備できないか。